

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 産業課	
契約締結年月日	令和6年6月7日	
業 務 名	おいしい紅茶のまちアンバサダー事業委託	
業 務 の 概 要	「おいしい紅茶のまち尾張旭」のPRに協力していただける企業や団体を募集し、「おいしい紅茶のまちアンバサダー」として認定する。アンバサダーの活動を通じて、「おいしい紅茶のまち尾張旭」の更なる定着や新たな層への認知拡大を図る。アンバサダーには、おいしい紅茶の入れ方やおいしい紅茶のまちの取組の歴史等を伝える講習会や紅茶フェスティバルでのイベント等への参加・協力を依頼する。	
契約金額（税込）	999,300円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	グリーンシティーケーブルテレビ株式会社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本業務は、アンバサダー就任式や講習会等の実施、効果的なPR手法、優れた技術力、企画力、発想力を有していること、ノウハウを有することが必要である。その性質又は目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部産業課です。